

農業委員会議事録

平成30年11月7日

10時00分

2階 応接室

出席	農業委員 10名	農地利用最適化推進委員 2名
委員出席者	会長 1番 篠崎 隆、	会長職務代理者 2番 阿部 三千里
	委員 4番 安武 一明	
	5番 松井 和行	6番 吉田 敬二
	7番 石川 賢一	8番 福田 誠
	9番 落石 好紀	10番 笠井 初男
	11番 堺 千賀子	
	農地利用最適化推進委員 岩隈 和重（立花）、落石 廣孝（新宮）	
欠席者	3番 堀田 友紀恵	
事務局出席者	竹上課長、森主幹、高野主査	
議 題		
事務局	全員起立、礼、ご着席ください。農業委員出席者10名、欠席者3番堀田由紀恵委員。定数に達しておりますので、只今から11月の農業委員会総会を開会いたします。	
会 長	会長あいさつ 9番委員、10番委員議事録押印者任命。 それでは議事に入らせていただきます。事務局説明願います。	
事 務 局	それでは、第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について説明します。1頁をご覧ください。土地の所在、〇〇、地目台帳田、現況畑、面積1,414㎡。所有者住所、〇〇。氏名〇〇。耕作者同じ。譲受申請者、〇〇。住所、所有者に同じ。契約の内容贈与。都市計画、調整区域、農振計画、農用地。以下の筆については、1頁に記載のとおりです。2筆合計3,724㎡についてです。2頁をご覧ください。申請地は、三代公民館から北東に約400mにある農地です。3頁に現況のわかる航空写真を、4頁に参考字図集合図を添付しております。〇〇での贈与で、地元三代区で農業をされている為、特に問題ありません。以上で説明を終わります。	

会 長	何か意見はありませんか？地元委員から意見があればお願いします。
○ 番 委 員	申請人は、家族で野菜を生産されており、〇〇への贈与となります。地元では特に問題ありません。
会 長	他に意見はありませんか？意見がなければ、農地法3条の規定による許可申請について決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで可決されました。引き続き事務局説明願います。
事 務 局	第2号議案農地法第3条の規定による許可申請について説明します。5頁をご覧ください。土地の所在、〇〇、地目台帳畑、現況畑、面積395㎡。所有者住所、〇〇。氏名〇〇。耕作者同じ。譲受申請者、住所、〇〇。氏名〇〇。契約の内容贈与。都市計画、調整区域、農振計画、農用外。以下の筆については、5頁の記載のとおりです。5筆合計2,479㎡についてです。6頁をご覧ください。申請地は、立花口公民館から南東に約400mにある農地です。7頁に現況のわかる航空写真を、8頁に参考字図集合図を添付しております。〇〇での贈与であり、地元立花口区で農業をされており特に問題ありません。以上で説明を終わります。
会 長	何か意見はありませんか？地元委員から意見があればお願いします。
7 番 委 員	申請人は、家族で農業をされています。〇〇への贈与であり、地元では特に問題ありません。
会 長	他に意見はありませんか？意見がなければ、農地法3条の規定による許可申請について決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで可決されました。引き続き事務局説明願います。
事 務 局	第3号議案非農地証明について説明します。9頁をご覧ください。土地の所在、〇〇、地目台帳畑、現況宅地、面積19㎡。所有者住所、〇〇。氏名〇〇。証明願出人所有者に同じ。証明の根拠となる事由、昭和59年から建物の敷地として利用されており、20年以上宅地課税されている為。以下の筆については、9頁の記載のとおりです。2筆合計209㎡についてです。10頁をご覧ください。申請地は、的野公民館から東に約100mの土地です。11頁に現況のわかる航空写真を、12頁に参考字図集合図を添付しております。倉庫が建てられていましたが、現在は取り壊され更地となっています。農地としての利用がありませんので、非農地として問題ありません。以上で説明を終わります。

会 長	何か意見はありませんか？地元委員から意見があればお願いします。
○番委員	申請人は、以前の野区に住んであった方で、建物敷地として利用されていた土地です。地元では特に問題ありません。
会 長	他に意見はありませんか？意見がなければ、非農地判定について決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで可決されました。続きまして、報告案件に入ります。事務局説明願います。
事 務 局	それでは報告案件について説明します。報告案件①、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について説明します。13頁になります。 土地の所在〇〇、地目台帳畑、現況雑種地、面積624㎡。所有者住所、〇〇、氏名、〇〇。2筆目、土地の所在〇〇、地目台帳畑、現況雑種地、面積836㎡。所有者住所、〇〇、氏名、〇〇。転用届出者、住所、〇〇。氏名、〇〇。転用目的、宅地分譲の為。都市計画、市街化区域、農振計画、区域外。2筆合計1,460㎡についてです。14頁をお開きください。位置図になります。上府公民館から北東に約300mとなります。15頁に現況のわかる航空写真を、16頁に参考字図集合図を添付しております。17頁が計画図になります。計画地周囲は擁壁、CBブロック等で区切る為、隣地への影響はありません。雨水は計画地内で集水して、調整池を經由して町道側溝に放流します。汚水については下水へ接続します。都市法29条の開発許可が必要な案件で、新設道路や調整池などについては、開発部局と協議済みです。18頁が縦断面図です。申請地は現在、山のような状況ですので、千歳台団地側道路の高さに合わせて最大5m程度の切土を行います。図面南道路側については、最大5m程度の擁壁をついて盛土し宅地造成を行います。一部セットバック用地については、都市計画法29条の開発許可の要件となります。道路、調整地は開発後、町へ移管されます。周辺に農地がなく、周囲への影響もない為、特に問題ありません。以上で説明を終わります。
会 長	何か質問等はありませんか？
推進委員	開発区域全体の面積は？面積によって、調整池や防火水槽が必要では？他地区の同じような開発で、調整地池がない案件などがあるが？
事務局	開発区区域全体面積については、確認しておりませんでしたので後日報告します。宅地造成12区画で新設道路がはいります。ご指摘のような施設等については、都市計画法や町の指導要綱での指導となりますので、基準等については、必要な部分を確認してから回答させていただきます。
会 長	他に何か質問等はありませんか？無いようであれば、その他の事項に入ります。

事務局	その他について ・農業委員報酬について 支払いについて説明 ・平成30年度農業委員会研修大会について 日程等の案内
会 長	他に何かありませんか？ 意見交換 ・農業上必要な野焼きについて 他に何かありませんか？ないようでしたら、次回の日程調整を行います。 (日程調整) それでは、次回は、12月11日(火)、16時00分から開催します。これもちまして12月の農業委員会総会を閉会します。
事務局	全員起立、礼、お疲れ様でした。 以上10:40分